

よくあるご質問(出産世帯応援事業補助金)

質問No.	質問	回答
1. 「資格要件」について		
1-1	自分が非課税世帯に該当するかどうか分かりません。	市ホームページで大まかな目安(所得限度額)が分かります。 ▶ http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/zeikin/kojin/kojinshiminzei/kojinsikenminzei.html 詳しくは、市民税課(☎948-6290)へお問い合わせください。
1-2	父が単身赴任で市外に住所がある場合は、申請できますか。	母と新生児が市内に居住し、松山市に住民票があれば、対象になります。
1-3	「出産時に29歳以下」というのは、出産日当日が30歳の誕生日である場合も含まれますか。	含まれません。
1-4	市外に転出予定ですが、転出先でも申請できますか。	1回の出産につき、1市町でのみ申請できます。 松山市で申請していない場合、県内他市町への転出であれば、転出先で申請できる可能性があるため、転出先の自治体にお問い合わせください。 県外への転出であれば、転出先では申請できません(愛媛県の事業であるため)。
1-5	市外から転入しましたが、松山市で申請できますか。	1回の出産につき、1市町でのみ申請できます。 転入元の自治体で未申請であれば、松山市で申請できます。 (申請時に引き続き3か月以上松山市に住民票があることなど一定の要件があります)
2. 「補助対象」について		
2-1	市外の店舗で購入した商品は、対象になりますか。	対象になります。
2-2	通販やインターネットで購入した商品は、対象になりますか。	注文履歴から印刷していただいた領収書等により、「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額・決済方法」などが確認できれば、対象になります。
2-3	リユース(中古)品やリース(レンタル)品は、対象になりますか。	対象になりません。
2-4	今すぐには使用しないが、いずれ必要となるもの(ランドセルや学習机など)は、対象になりますか。	対象になりません。現に新生児の養育のために必要なものをご購入してください。
2-5	出産前に使用する物品(腹帯など)は、対象になりますか。	対象になりません。
3. 「補助金額」について		
3-1	購入時にポイント、割引券等を使用した場合や、電子決済等で支払った場合は、補助対象になりますか。	ポイントや割引券を使用した場合は、値引後の金額が対象となります。 また、商品券、ギフト券、QUOカード、EDY、PayPay等で支払った金額は補助対象です。 【例】 下記のケースでは、8,200円が補助対象となります。 商品価格11,000円(税込)→割引券(2割引)・ポイント(600円相当)使用後8,200円→商品券(5,000円)使用後3,200円→PayPayで3,200円支払い
3-2	購入に伴ってポイントが付与された場合、補助対象経費から控除されますか。	付与されるポイントは、影響ありません。
3-3	クレジットカードで支払った場合は、補助対象になりますか。	対象になります。
3-4	多胎児(双子など)の場合、補助限度額はどれになりますか。	新生児1人当たり20万円(双子なら40万円)です。

よくあるご質問(出産世帯応援事業補助金)

質問No.	質問	回答
4. 「申請手続き」について		
4-1	家電製品の領収書(レシート)は、破損修理の際などに必要になるので、申請時には原本ではなくコピーを添付してもいいですか。	補助金の適正な執行のため、領収書は必ず原本をご提出ください。どうしても原本を添付できない特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。なお、修理の際には領収書は不要です(家電量販店に確認済み)。
4-2	申請は1回限りですか。何回かに分けて申請することはできますか。	1回の出産につき、申請は1回限りです。なお、補助限度額に達していない場合でも、残額を翌年度以降に繰り越すことはできません。
4-3	インターネットバンキングで購入した場合など、領収書が発行されないときはどうすればいいですか。	支払口座の通帳の写しや商品内訳書、購入時の受付メール、製品の保証書などで、「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額・決済方法」などが総合的に確認ができれば、対象となる可能性があります。
4-4	領収書を失くした場合は、どうしたらいいですか。	「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額・決済方法」などが確認できないものは対象外とさせていただきます。領収書の再発行等については、購入店にお問い合わせください。
4-5	補助金の受取口座に、配偶者など申請者本人以外の名義の口座を指定してもいいですか。	配偶者名義の口座でも問題ありませんが、その場合は委任状が必要となりますので、個別にご相談ください。
4-6	申請締切日が3月末ということですが、出産が遅くなるほど申請期間が短くなり、不公平ではないでしょうか。	来年度以降も事業を継続できるよう、準備を進めています。子どもの1歳の誕生日の前日までは申請できる見込みですので、ご理解をお願いします。(ただし、申請日と同一年度内に購入した物品のみ対象となります)
4-7	出産前に申請することはできますか。	できません。
4-8	「完納証明書」は、誰のものが必要ですか。	申請者本人のみでかまいません(世帯員のものは不要)。
4-9	「非課税証明書」は、誰のものが必要ですか。	世帯員全員のものが必要です。ただし、新生児の出生日の属する年度の前年度の1月1日(例えば、令和5年度の出生であれば、令和5年1月1日)時点で、次に該当する人のものは不要です。 ○松山市に住民票がある人 ○未成年者(18歳未満)
4-10	家電製品の「写真」は、どのように撮ればよいですか。また、何枚必要ですか。	下記の2枚をご提出いただくことが望ましいです。 ①メーカー、機種、型番などが確認できる部分を拡大して撮影したもの ②製品の設置状況(全体)を写したもの
4-11	申請書類を記入する際に、消えるボールペンは使用できますか。	使用できません。
4-12	申請書類を書き間違えました。どのように訂正すればいいですか。	金額を誤記された場合は、新しい申請書に書き直してください。それ以外については、誤記した箇所に二重線を引き、空いているスペースに正しい内容を記入してください。なお、修正液や修正テープなどは使用しないでください。
4-13	補助金の受取口座に、ゆうちょ銀行の口座を指定することはできますか。	指定できます。

よくあるご質問(出産世帯応援事業補助金)

質問No.	質問	回答
5. その他		
5-1	対象を「29歳以下」としたのは、なぜですか。	この事業は、愛媛県と県内各市町が連携して行うものであり、補助対象者や補助対象経費については、県の取扱要領の中で定められています。 結婚したい人が結婚でき、子どもを持ちたい人が理想の数だけ子どもを持つことができるよう、「結婚」や「理想の子どもの数」に関する国や県の調査結果に基づいて県が検討した結果、より経済的負担が大きい29歳以下を重点的に支援することとしているものです。
5-2	「30歳以上」は、なぜ非課税世帯のみが対象となるのですか？	国の調査によると、出産年齢は年々上昇傾向にありますので、より多くの人を支援したいとの思いから、松山市独自で30歳以上の方も対象としました。一方、限られた財源の中で、一律にすべての人を対象とすることは困難であるため、所得に一定の要件を設け、より経済的負担が大きい非課税世帯を対象としたものです。
5-3	申請してから、この補助金を受け取るまでに、どれくらいの日数がかかりますか。	申請件数や審査の状況にもよりますが、概ね1～2か月程度(申請の翌月または翌々月の振込)を予定しています。
5-4	他の補助金等との併用はできますか。	できません。